**○国土交通省告示第千二百三十三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十九日　国土交通大臣　前田　武志

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 有効期間 |
|---|---|---|---|
| ヤンマー株式会社　特機エンジン事業本部　尼崎工場 | 兵庫県尼崎市長洲東通一丁目1番1号 | 内燃機関（シリンダの径が350ミリメートル未満のものに限る。） | 平成23年11月30日から平成28年11月29日まで |

**○国土交通省告示第千二百三十四号**

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の六第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月二十六日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月二十九日　国土交通大臣　前田　武志

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第P―546号 | 粉砕装置 | MWK―5000 | ANAHEIM MANUFACTURING COMPANY | 4240 E. La Palma Avenue Anaheim, CA 92807 United States of America |
| 第P―547号 | 〃 | MWK―8000 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第千二百三十五号**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日　国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　1
二　登録経営状況分析機関の名称　財団法人建設業情報管理センター
三　変更後の名称　一般財団法人建設業情報管理センター

**○東北地方整備局告示第百八十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　七号　青森県平川市碇ヶ関地先から青森県南津軽郡大鰐町鯖石地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏　名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成
　住　所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認
四　管理の期間　平成二十三年十一月九日から本協定の存続する日まで

**○東北地方整備局告示第百八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所、同局福島河川国道事務所及び仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　四号　栃木県那須郡那須町大字豊原乙地先から福島県白河市米村道北地先まで
　福島県白河市萱根地先から福島県郡山市安積町荒井地先まで
　福島県郡山市富田町字中亀田地先から福島県伊達郡桑折町谷地地先まで
　宮城県白石市越河地先から宮城県岩沼市末広一丁目地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏　名　丸紅アクセスソリューションズ株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久
　住　所　東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認
四　管理の期間　平成二十三年十一月十日から本協定の存続する日まで

**○関東地方整備局告示第四百一十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
三　(1)　住所の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 神奈川県平塚市宮の前9番28号 |
| 変更後 | 神奈川県平塚市宮の前13番3号 |

(2)　変更年月日
　平成二十三年十月十七日
四　(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 神奈川県平塚市宮の前9番28号 |
| 変更後 | 神奈川県平塚市宮の前13番3号 |

(2)　変更年月日
　平成二十三年十月十七日

**○関東地方整備局告示第四百一十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社J建築検査センター